

公害防止協定の締結について

宮城県公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）に基づき、仙台港バイオマスパワー合同会社と公害防止に関する協定を締結しましたのでお知らせします。

1 協定対象事業の概要

- (1) 事業者：仙台港バイオマスパワー合同会社
- (2) 事業所名：仙台港バイオマスパワー発電所
- (3) 事業場の所在地：仙台市宮城野区港四丁目10番地の17他6筆
- (4) 製品目：電気（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の計画認定事業）
- (5) 使用燃料：木質ペレット、木質チップ、PKS
- (6) 原動力の種類：ボイラー、蒸気タービン
- (7) 出力：112,000kW

2 協定の概要

- (1) 協定締結の当事者：宮城県、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、事業者（仙台港バイオマスパワー合同会社）
- (2) 締結日：令和7年3月27日
- (3) 協定項目
 - 大気汚染防止対策
 - ・以下の基準を遵守

		硫黄酸化物($\text{m}^3\text{N/h}$)	窒素酸化物($\text{cm}^3/\text{m}^3\text{N}$)	ばいじん($\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)
協定値	排出基準	7.0	40	0.01
	測定頻度	自動測定及び毎月1回以上		毎月1回以上
(参考)法定値	排出基準	177	250	0.3
	測定頻度	—	2か月に1回以上	

- ・自主測定の実施及び報告
- ・排出ガス自動測定装置設置による排出状況の常時測定
- その他協定項目の水質、騒音、振動についての自主測定の実施及び報告
- 測定結果の公表、地域との環境コミュニケーションの推進
- 事業場への立入調査の実施、公害発生時の報告
- 施設の増設・変更等の事前協議または報告

3 今後の予定

- ・宮城県はホームページで協定書や事業所の概要等を公表します。
- ・事業者は今後施設の運転を開始し、協定に基づきホームページ上で測定結果を公表します（具体的な運転開始日は事業者を確認下さい）。